

平成25年11月29日現在

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み） の障害認定基準の見直しについて（詳細）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

經緯

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

身体障害者手帳の認定では、心臓機能障害におけるペースメーカー等を植え込んで
いる方は、一律に1級としている



医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多い（厚生労働科学研究の報告等）



専門家によるワーキンググループで心臓機能障害（ペースメーカー等
植え込み者）の障害認定基準見直し案の作成



第5回疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会
見直し案の審議・了承



平成26年4月

心臓機能障害の障害認定基準の見直し実施

ペースメーカー等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

氏 名	所属及び職名
○ 和泉 徹	恒仁会 新潟南病院 統括顧問 北里大学 名誉教授
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
◎ 江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
本江 純子	府中恵仁会病院心臓血管病センター附属イメージング研究所長
奥村 謙	日本不整脈学会会頭 (弘前大学大学院医学研究科循環呼吸腎臓内科学 教授)
小野 稔	東京大学大学院医学系研究科心臓外科 教授
牧田 茂	埼玉医科大学国際医療センター 心臓リハビリテーション科 教授

◎:座長 ○:座長代理

概 要

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み）の障害認定基準の見直しについて （概 要）

◎現行

- ペースメーカー等を植え込んだ方は、一律に1級として認定

◎見直し後（平成26年4月以降）

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度（身体活動能力：メッツ）を勘案して1級、3級又は4級に認定
- 一定期間（3年）以内に再認定を行う
- 先天性疾患により植え込みしたもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり1級
- 再認定の徹底を図るため、診査年月を手帳にも記載
- 制度改正後（平成26年4月以降）、新たに申請する者に対して適用※

※見直し前に診断書・意見書を作成し、見直し後に申請された方の取扱を検討中

心臓機能障害(ペースメーカー等植え込み)の障害認定基準の見直し

現 行

1 級

- ・ペースメーカー等を植え込んだ方

見直し後

(平成26年4月以降)

1 級

- ・クラスⅠ※の状態でペースメーカー等を植え込んだ方
- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツの値が2未満の方

3 級

- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が2以上4未満の方

4 級

- ・クラスⅡ※以下の状態でペースメーカー等を植え込み、メッツ値が4以上の方

※「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)

※見直し後の新基準の注意事項

- ・見直し前に申請した方には新基準は適用しない(見直し前に診断書・意見書を作成し、見直し後に申請された方の取扱は検討中)
- ・ICDを植え込んだ方も同じ基準を適用
- ・先天性疾患(18歳未満で心疾患を発症した方)、弁移植・弁置換については従来どおり1級
- ・メッツ値について、症状が変化する場合は、症状がより重度の状態(1番低い値)を採用する
- ・3年以内に再認定を行う(1級:メッツ値2未満、3級:メッツ値2以上4未満、4級:メッツ値4以上)

詳細

心臓機能障害の認定基準（ペースメーカー等植え込み）の見直しの具体的内容について

○ 等級の基準について

《植え込み直後》

（１級）心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が絶対的なもの※¹
・ ペースメーカー等への依存が相対的なもの※²であって、メッツ※³の値が2未満のもの

※¹ 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレードがクラスⅠに相当する状態に対して植え込みした場合

※² 同ガイドラインのクラスⅡ以下の状態に対して、植え込みを行った場合

※³ メッツ：身体能力活動を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位）

（３級）心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が2以上4未満のもの

（４級）心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】・ ペースメーカー等への依存が相対的なものであって、メッツの値が4以上のもの

《再認定（３年以内）》

（１級）心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2未満のもの

（３級）心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が2以上4未満のもの

（４級）心臓機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

- 【解釈】 メッツの値が4以上のもの

○ 再認定の徹底について

- ペースメーカー等の植え込み者については、日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることを踏まえ、３年以内に再認定を行うことを原則とするが、その徹底を図るため、身体障害者手帳を交付する際、診査を実施する年月を身体障害者手帳にも記載することとする。

○ 認定に当たっての留意事項

- 植え込みから3年以内や3年後の再認定の後、手帳交付者から状態が変動したことによる再交付の申請があり、障害程度の変化が認められた場合は、手帳の再交付を行うこと。
その際には、①3年以内であれば植え込み時の基準
②3年後であれば再認定の基準 を適用する。
- 身体活動能力(メッツ)の値について、症状が変化(重くなったり軽くなったり)する場合は、症状がより重度状態(一番低い値)を採用する。
- 先天性疾患の定義については、18歳未満で心疾患を発症したものとする。
- 植込み型除細動器(ICD)を植え込んだ者であって3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、1級と認定する。ただし、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

(参考)

- 「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」(日本循環器学会)のエビデンスと推奨度のグレード
 - (1)クラスⅠ:有益であるという根拠があり、適応であることが一般に同意されている
 - (2)クラスⅡa:有益であるという意見が多いもの
 - (3)クラスⅡb:有益であるという意見が少ないもの
 - (4)クラスⅢ:有益でないまたは有害であり、適応でないことで意見が一致している
- メッツ:METs(Metabolic Equivalents)
運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するかを示す運動強度の単位
例 2メッツ未満:ベット等で安静が必要な状態
2メッツ以上4メッツ未満:平地歩行ができる状態
4メッツ以上:早歩きや坂道歩きができる状態